

市町村等からの意見

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名：市川市

意 見 内 容
<p>1．今回の意見回答については、前回検討委員会が1月30日に開催され、その後の期間において検討を進められ中間報告をまとめられたと思います。</p> <p>今回この報告に対して各市町村へ意見照会されましたが、本市は、これまでの要望・意見を踏まえ、市民への影響に配慮し意見を述べたいと考えます。</p> <p>しかしながら、県の求められた回答期限が短く、十分な内部調整、県営水道地域の自治体間などでの検討ができないものでありました。これでは、形式的に意見を聴取しているといわれても仕方がないと考えます。今後は、十分な意見照会期間を設けられることを要望します。</p>
<p>2．県内水道経営検討委員会は、千葉県が県内水道のあり方における内部検討のひとつとして設置したものであり、その検討結果である中間報告に対して、市町村が関与するのは適当ではないと考えます。このため、検討結果の内容については、市川市として承諾する立場ではないと考えます。</p> <p>しかし、今後県が、この中間報告を正式なものとされた場合には、速やかに、県の責任において市川市の全市民に対し、中間報告の内容とこれまでの意見に対する検討内容、対応方針を含めて周知されることを求めます。</p>
<p>3．これまでの市民への周知方法について、県はホームページに掲載を行うことで充分周知されているとのことですが、市民生活への影響が大きいことから、さらに、「県民だより」や「県水だより」などにより、全市民が知る機会が与えられることを求めます。</p>
<p>4．中間報告を受け、今後どのように検討を進めようとしているのか、市民への周知も含め具体的な手続き、スケジュール等について各市町村へ早期に示されること及び、これまでの市川市及び京葉地域4市からの意見・要望について検討経緯を改めてご説明されるよう要望をするものです。</p>

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名：船橋市

意 見 内 容
<p>・ 本市は、「県内水道経営検討委員会」が千葉県に提出する「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」に対して、意見を述べる立場にありません。</p> <p>しかしながら、先に県営水道による給水の継続を希望することから経営検討委員会に本市の意見として、去る平成15年10月31日市川市、浦安市、鎌ヶ谷市の四市長連名にて千葉県知事宛に県営水道の継続方要望をしたことを当該要望書の写しを添えて提出してあります。</p>

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名：鎌ヶ谷市

意 見 内 容
<p>まず、報告書の記述の中から教えていただきたいことがあります。</p> <p>1点目は、29ページアの後段「したがって・・・」からの中に「市町村が水道サービスの供給責任を担い、県が水源の担保に関与することが適当と整理できた」とのことですが、第何回目の委員会においてこの議論がなされたのかをお教えいただきたく思います。</p> <p>次に、42ページ下から9行目からの「県営水道地域の市町村は、当該事業体への経営面・財政面での参画を求めるべき」とのことですがこの点についてもお教えいただきたく思います。</p> <p>県内水道経営検討会において、各委員さんの議論を拝聴いたしましたが、むしろ県が広域的な役割を担うことが好ましいとの意見を述べられた方はおられましたが、お教えをいただきたい事項にあるような主旨の発言をされた委員さんはおられなかったように思います。</p> <p>なお、これまで鎌ヶ谷市は県営水道による事業の継続を平成15年10月31日付け要望書をもって知事に要望していますので、これを機会に再度強く要望するものであります。</p>

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名 浦安市

意 見 内 容
<p>今回の中間報告は、学識経験者等からなる「県内水道経営検討委員会」のこれまでの議論の取りまとめであるので、市として意見を出す内容のものでは無いと考える。</p> <p>しかしながら、全域が県営水道事業で運営されている本市では、当初よりこれまでどおりの県営水道の継続運営を求めているため、これまで述べてきた本市の考え方について、下記のとおり提出する。</p> <p>1、県営水道の発足は、昭和初期、県が江戸川沿岸地方一帯の開発計画を立てる際に、「水道事業を県営によって運営する場合の利害得失をあらゆる角度から検討し、経営の合理化、経済及び技術的見地から県営事業として施行するのを適当とする。」（出典：千葉県営水道より）との結論を得た結果により、県の政策として推進してきたものである。</p> <p>市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の四市は、このような開発計画のもと、水道など様々なインフラ整備が広域的に進められ、人口の増加・産業の集積・都市機能の充実などにより、本県における経済をはじめとした諸活動の中心となっており、将来においてもその役割を担っていかなければならない。今後も県営水道発足の趣旨を踏襲し、現状の通り水道事業は県において運営されたい。</p> <p>2、県は、水道法第6条第2項を根拠に、水道事業は原則として市町村が経営するものであると主張するが、同条同項後段は市町村が同意すれば市町村以外の者が経営できることを定めている。県が水道事業を行うことについて何ら法的に問題はない。</p> <p>そもそも、水道事業が地方公営企業として行われるべきとされているのは、高度の公共性や地域独占性を有しているためであり、県は水道事業の経営主体としての適正は十分満たしている。</p> <p>広域行政を担う県が水道事業を行うことは、渇水時や災害時の危機管理において、指揮命令系統の一本化、より迅速で広汎な対応を可能とすること、さらに、国や都県との調整等の必要性からも効果的である。</p> <p>3、地方公営企業が営む水道事業は独立採算が原則であるから、それぞれの経営環境の違いにより料金格差が生じるのはやむをえないことである。また、地方公営企業はサービスを受ける利用者からの料金収入をもって経営すべきものであり、各自治体が一般会計から地方公営企業に財政援助をしているのは、それぞれの自治体の政策判断によるものである。</p> <p>県は水道料金や財政負担の格差を解消すべき課題とするならば、県が主体的に水道事業経営に取り組むべきである。県・市町村の役割を組織運営面で明確にするという目的のもとに、水道料金の値上げ、四市の財政負担が発生することは容認することができない。さらに、人的、財政的、技術的な面から市経営としての受け入れは困難である。なお、県の「市町村水道総合対策事業補助金・貸付金」は県民税を原資とする県の一般財源から市町村等水道事業への財政援助である。四市は水道に係る財政負担がないといわれるが、県民税として負担していることは明らかである。</p>

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名：長門川水道企業団

意	見	内	容
<p>「県内水道のあり方」という千葉県の水道の方向性を示す問題ですので、短期間で解決できる問題ではありませんが、中間報告では、これまでの議論のとりまとめで、具体的な方向性がないので意見の提出が困難ではありますが、千葉県という地域性により各市町村は、利根川水系等表流水に水源を求め、単独取得より効率的にするために、各地域の用水供給事業体として広域化し水利を取得しました。</p> <p>また、経営状況の厳しい末端事業体は、市町村から経営補助のための補助金、及びそれに基づき千葉県の市町村水道総合対策補助金により水道事業を運営している状況にありますが、県営地域の市は、県水の運営により行政的・財政的に拘わらずに、質の高い水道サービスを受けておりますので、県水・県・市町村の役割・関係を早急に明確化して、次の新たな概念の広域化に進むべきであると思われます。</p> <p>当企業団では、今年度より老朽化施設の更新事業を実施していますが、平成14年度より給水人口・給水量が減少し始め、長期水需要予測も減少傾向で見込んでおり、拡張事業・更新事業もダウンサイジングで計画し、第三者委託・人件費の削減等経費の節減に努めておりますが、今後の財政状況は厳しいものであります。</p> <p>地域水道のあるべき将来像を示す「地域水道ビジョン」の策定において、施策目標を掲げるにしても運営基盤を強化しなければ、住民のニーズに答えた水道サービスの提供ができず、単なる理想論で終わる可能性があります。</p> <p>千葉県全体では、東葛地域・京葉地域等と給水人口の増加地域がありますが、当企業団のように既に減少地域もありますので、経営統合・広域化を推進して頂きたい。</p>			

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名：九十九里地域水道企業団

	意見	内容
4 統合・広域化 (2) 検討すべき論点 ○統合効果の発揮について（40頁） 【表－8】 <u>水平統合と垂直統合の比較</u> 垂直統合の表中 ・柔軟な水資源融通	意見	水道用水供給事業体と受水団体が垂直統合を行ったとしても、柔軟な水源融通は図れないと考えます。 柔軟な水源融通を図るためには、水道用水供給事業体の水平統合を行った方が、より一層メリットが高いと考えますがどうでしょうか。
4 統合・広域化 (2) 検討すべき論点 ○水道料金について（43頁） 5 統合・広域化の基本的な考え方 《水道料金》（44頁）	意見	水道料金についての記述は、統合・広域化が行われる地域における地域間格差の記述であって、「県内水道のあり方に関する検討会」において検討することとされた県内における「水道料金の格差の縮小」の記述とはなっていないと考えますがどうでしょうか。 九十九里地域の水道料金を考えた場合、水需要が逼迫している地域には、新たな水源開発を求めるより、既に取得可能な水源である(独)水資源機構ダム等の水源の再配分をすることにより、水源費の抑制効果が図れるのではないかと考えます。 したがって、県内における水道用水供給事業体のより広域的な水平統合が望ましいと考えますがいかがでしょうか。
《統合・広域化の進め方》（45頁）	意見	統合・広域化を図る上でもっとも重要と思われるのは、現状の経営状況にどのような影響が及ぶのか、また、末端水道事業体には、統合・広域化によりどのような効果が想定できるのかが、統合・広域化に向けての論点だと思います。 仮に、九十九里地域において、垂直統合するとしても地元市町村の負担は改善されないと思われまます。 したがって、圏域毎の統合に向けては統合や広域化がしやすいからといって、早急に進めるのではなく、水資源の県民共同負担を含め、県からの助成や財政的な負担等、十分検討することが必要であると考えていますがいかがでしょうか。

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名 鋸南町

意 見 内 容
<p>① 現行組織の問題点</p> <p>p 3 4（イ）県・市町村の役割の明確化の項目中、p 3 4の（・・・県・市町村の水道事業に対する役割が不明確となっている。）とあるが、文章としてこのような文言を記すことが適切か検討を要す。</p> <p>（ウ）経営努力の発揮について の文中、県・市町村の一般会計が補助を行って運営しているが、そうしたことが経営努力に反映されていないような文言となっているが理解できない。それぞれの自治体がおかれている立場・経緯を理解していない文言である。</p> <p>②今後の課題。</p> <p>少子化、高齢化が進む中では水需要の増は望めない。しかし、ライフラインの確保の点からも弱小企業体においては他会計からの補助金は運営上欠くべからざるものであり、今後も存続を希望する。</p> <p>また、水道事業体の広域化についても以上の観点から真剣に検討する必要があります。</p> <p>なお、水道事業については、漏水対策、料金滞納対策以外に処方箋はないように見受けられます。</p>

「これからの千葉県内水道について（中間報告）【案】」についての意見

市町村（事業体）名：東金市

意 見 内 容
<p>水道事業は、住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない基本的な要素であるにもかかわらず、県内の水道事業における状況は住民サービス、財政負担の両面において市町村間に著しい不均衡や格差が生じている。</p> <p>このような地域間の不均衡や格差を解消し、サービス水準の向上、組織の運営基盤の強化等を図るために、中間報告にも記述されているが、水道事業組織の見直しにより統合・広域化が必要と考える。</p> <p>この見直しの際には、水道事業に対する県と市町村の役割分担を明確にし、特に用水供給事業については、県民の公平な負担を基本に地域間格差の是正を図るため県営事業とし、市町村は末端の水道事業に関与するという視点で抜本的な見直しを早急に実施していただきたい。</p> <p>また、中間報告の中で「市町村水道総合対策事業について、現行の県補助金は、いわば運営に対する補助という性格を有しているため、広域的な水源の担保等のための施設の投資に対する補助とする方が合理的であると考えます。」とあるが、この事業については、県内水道事業体の格差、地域の格差、県民受益の格差を是正・調整するための制度として認識している。</p> <p>このため、水源確保における地域間格差の是正及び高料金対策の一環として実施されている市町村水道総合対策事業については、今後、県内水道の抜本的な見直しが図られるまで堅持していただきたい。</p>